

領収書により償還払い請求をされる方へ

令和8年3月から、国の制度改正に伴い、領収書により償還払い請求をする際に、「請求月分の高額療養費適用区分」が確認できる書類の添付が必要となりました。

医療機関が発行する「**特定医療費（指定難病）証明書**」を提出いただくと、上記書類の添付は不要です。
できる限り、証明書による請求をお願いします。（証明書の発行手数料は請求者負担です。）

領収書により償還払い請求をされる場合に必要な添付書類

領収書の原本（受診日及び保険診療点数の記載があるものに限る。）に加え、以下いずれかの確認書類の添付が必要です。

- 「限度区分」「限度額適用区分」「自己負担限度額等の適用区分」のいずれかが併記された資格確認書のコピー
- 「限度額適用認定書」のコピー
- マイナポータルで表示した「限度額適用認定書関連の情報」を印刷したもの
※マイナンバーカードの写しの提出は不要です。
- その他、医療保険の保険者が発行する、高額療養費適用区分を証明する書類

△ 注意事項 △

- 複数月分を請求される際、途中で適用区分の変更がある場合や、保険が変更となった場合は、各月分の適用区分が確認できるよう書類をご準備ください。
※適用区分は毎年8月に切り替わり、8月から翌年7月までの1年間適用されます。
請求期間が7月と8月をまたぐ場合は、7月まで／8月以降それぞれの確認書類が必要となります。
- マイナポータルでの表示は現在の適用区分のみで、過去分を表示することはできません。
- ご加入の医療保険によっては、過去の適用区分の証明書類を発行いただけないことがあります。
（適用区分が確認できる書類の発行については、各医療保険の保険者へお問い合わせください。）

適用区分が確認できる書類の添付がない場合（請求期間の一部について添付がない場合も含む。）は、償還額の計算ができませんので、提出いただいた書類一式を返送します。

【お問合せ・請求先】大阪府 地域保健課 難病認定グループ 償還払い担当

〒540-8570 大阪府中央区大手前2丁目 電話 06-6941-0351（内線 2588） FAX 06-6941-6606